

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定したとき同条第九項の規定に基づきその名称を公示する件（案）」に対する意見公募の結果について

令和7年3月31日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定したとき同条第九項の規定に基づきその名称を公示する件（案）」に対する意見公募（パブリックコメント）を行いましたところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する考え方を、別添のとおり取りまとめたので公表いたします。

なお、本意見公募とは直接関係のないご意見につきましては、ご意見に対する考え方をお示ししておりませんが、承っております。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 公募期間：令和7年2月12日（水）～令和7年3月13日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省、経済産業省及び環境省ホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、郵送又はe-mail

2. 提出意見の総数

2件

3. 問い合わせ先

- 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111
- 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-0605
- 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室
TEL：03-5521-8253

通し 番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>287 「N-デシル-N-エチル-N-メチルデカン-1-アミニウムの塩」は、令和7年1月14日の3省合同部会の資料で指定されるのが適当とされていた「ジデシル(エチル)(メチル)アンモニウム=エチル=スルファート」でしょうか？</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
2	<p>有害性を有する可能性のある化学物質は、順次指定と評価、規制を進めていくべきだと考えます。</p> <p>一方で、優先評価指定から期間が経っているにもかかわらず、未だ結論が出ていない化学物質もあります。</p> <p>(例として10年間スクリーニング評価を行っても指定され続けている「1,1'-オキシジ(プロパン-2-オール)」、確度が高い情報により他国では対応されている「3-(4-tert-ブチルフェニル)-2-メチルプロパナール」、等があります)</p> <p>優先の言葉が示す通り、国はスピード感をもって審査を推進していただきたいです。</p>	<p>化審法における一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価では、有害性の視点と、環境経由の暴露の視点を統合した観点で評価を実施しております。優先評価化学物質へ指定された物質については、最新の有害性情報と暴露情報を用いて毎年度リスク評価(一次)リスク評価Iを行い、継続的な評価を実施しております。</p>